

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令案（概要）

平成 26 年 4 月
労働基準局安全衛生部

1 改正の趣旨

平成 24 年の粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 19 号）では、屋外において岩石又は鉱物を裁断等する作業について、有効な呼吸用保護具の使用を義務付けた。

平成 24 年度の厚生労働省委託研究（受託者：早稲田大学名古屋研究室）等では、これらの作業に類似する、屋外における岩石等の研磨・ばり取り作業等について、調査を実施し、平成 25 年 8 月に「屋外における岩石等の研磨・ばり取り作業等に係る調査研究報告書」がとりまとめられた。

同報告書は、平成 25 年 11 月 22 日に開催された第 13 回労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会に報告され、同部会から、屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業について、有効な呼吸用保護具の使用が必要であるとの意見が示された。

そこで、有効な呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲を見直すため、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

現在「手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。）を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する作業」に労働者を従事させる場合にあっては、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部」において当該作業を行う場合にのみ、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないこととされているところである。

今般、当該作業のうち、岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業については、屋外でこれを行う場合にも、事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないこととする（別表第 3 関係）。

3 公布日等

- (1) 公布日：平成 26 年 5 月上旬（予定）
- (2) 施行日：平成 26 年 7 月 1 日（予定）